

# 「梅酒特区」を申請へ

吉野川市美郷地区の特産の梅を使った「梅酒」に関連し、同市や美郷商工会が、酒税法の規制を地域限定でゆるめる「梅酒特区」の新設を申請を計画している。「上勝町のいもどりに続け」と健康をテーマにした取り組みが実現に一步近づいた。同地区では、勉強会を立ち上げて、地域一丸となって取り組む予定だ。

## 吉野川市美郷地区

### 勉強会立ち上げ

# 健康テーマに活性化

同地区は昨今の健康ブームをうけ、葉草やイタドリなどの山野草をいかした特産品づくりをしてきた。梅も同地区の特産の一つだが、過疎化や高齢化の影響で収穫量が減少傾向にある。01年には462トだった収穫量は05年は10トだ。

0トになっている。梅干しやペースト、梅エキスなどに加工していたが、それらよりも加工の手間がかからず、需要も増えている梅酒に目をつけた。販売せずに自家製の梅酒をつけている人も多

い。現在の酒税法では、果実酒やリキュールは、年間6キロリットル以上の製造をしていないと、製造免許を受けることができない。特区は量を果実酒2キロリットル、リキュール1キロリットルにそれぞれ引き下げ、大規模な設備をもたなくても、梅酒を造り、販売することを可能にしようとするもの。政府が今国会に提出している構造改革特区改正法案が通り次第、市は美郷地区を特区に申請する予定だ。

現在酒税法の緩和の特区は、岩手県遠野市や山形県飯豊町などが認定されている「どぶろく特区」があり、美郷地区のは、梅酒版にあたる。美郷商工会は「多くの人が関心をもつ健康に特化した特産品で、地域活性化をしていきたい」と意気込んでいる。

26日午後7時半、同市美郷のふるさとセンターで梅酒特区についての説明会を開く。問い合わせは美郷商工会(088343・216016)へ。